

## 奈良県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成28年2月9日

奈良県公安委員会

委員長 中村憲兒

1 検定に係る警備業務の種別及び級並びに当該検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日及び定員

(1) 警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 1級

(2) 実施期日

平成28年6月18日（土）午前9時から午後5時まで（集合時間は、午前8時30分とする。）

(3) 定員

20名

2 実施場所

橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課

3 検定対象者

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に所属する警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 雜踏警備業務2級の検定に係る法第23条第4項の合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 奈良県公安委員会が、(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として雑踏警備業務1級の検定の受検資格を有することを認定する書類（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けたもの

4 検定申請手続

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、次により検定の申請

を行うこと。

(1) 申請期間

平成28年5月9日（月）から同月16日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（定員になり次第受付を終了する。）

(2) 申請場所

ア 奈良県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

イ 奈良県内の営業所に所属する警備員

所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真 2葉

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

ウ 奈良県内に住所を有する者について住所地を疎明する書面又は奈良県内の営業所に所属する警備員について当該営業所に所属することを疎明する書面 いずれか1通

エ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)に該当する者にあっては、合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(イ) 3(2)に該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

5 検定手数料（検定の申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。）

13,000円

なお、申請をした検定を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 検定の内容

学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

7 その他

- (1) 検定の申請の際は、運転免許証その他の身分を証明する書類（検定申請者の写真が貼り付けられたものに限る。）を持参すること。
- (2) 1級検定受検資格認定の手続
  - ア 3(2)の認定を受けようとする者は、平成28年4月11日（月）から同月15日（金）までの午前9時から午後5時までの間に、奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「警察本部生活安全企画課」という。）に認定の申請を行うこと。
  - イ 提出書類等については、事前に警察本部生活安全企画課まで電話（電話番号0742-23-0110内線3043）により問い合わせること。
- (3) 受検票は、検定当日までに検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (4) 問い合わせ先
  - ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）
  - イ 警察本部生活安全企画課